○経済産業省告示第三百四号

貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第一項第三号の二イ及び第四号イの規定に基づき、平成十三年経済産業省告示第七百五十九号（貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第一項第三号の二イ及び第四号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十一年十一月一日から施行する。

平成二十一年十月十六日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　藤井　裕久

題名中「第九条第一項第三号の二イ及び第四号イ」を「第九条第二項第七号イ及び第八号イ」に改める。

本文中「第九条第一項第三号の二イ及び第四号イ」を「第九条第二項第七号イ及び第八号イ」に改める。

第一号中「ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるもの」を「その射程若しくは航続距離が三百キロメートル以上のもの」に改める。

○経済産業省告示第三百五号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第五第十四号及び第十五号の規定に基づき、平成十二年通商産業省告示第七百四十二号（輸出貿易管理令別表第五第十四号及び第十五号に規定する経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物）の一部を次のように改正し、平成二十一年十一月一日から施行する。

平成二十一年十月十六日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　藤井　裕久

第二号6中「第九条第一項第三号」を「第九条第二項第三号」に、「国際協力事業団」を「国際協力機構」に改める。

○経済産業省告示第三百六号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第二号のホ及びへの規定に基づき、平成十二年通商産業省告示第七百四十六号（輸出貿易管理令第四条第一項第二号のホ及びへの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十一年十一月一日から施行する。

平成二十一年十月十六日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　藤井　裕久

第二号5中「第九条第一項第三号」を「第九条第二項第三号」に、「国際協力事業団」を「国際協力機構」に改める。

○経済産業省告示第三百七号

貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物を次のように定め、平成二十一年十一月一日から施行する。

なお、平成十五年経済産業省告示第四百十七号（貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第一項第八号、第九号及び第十号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物を定める件）は、平成二十一年十月三十一日限り、廃止する。

平成二十一年十月十六日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　藤井　裕久

一　貿易関係貿易外取引等に関する省令（以下「貿易外省令」という。）第九条第二項第十二号及び第十三号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める当該貨物又はプログラムの使用に係る技術は、次のいずれかに該当するものとする。

1　外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号。以下「外為令」という。）別表の一の項の中欄に掲げる技術に該当するもの

2　外為令別表の二の項の中欄に掲げる技術であって、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号。以下「貨物等省令」という。）第十五条第一項第一号に該当するもの（第一条第四号ロに該当する貨物の使用に係る技術を除く。）

3　外為令別表の五の項の中欄に掲げる技術であって、貨物等省令第十七条第二項第二号又は第八項に該当するもの

4　外為令別表の十一の項の中欄に掲げる技術であって、貨物等省令第二十三条第二項第二号に該当するもの

5　外為令別表の十二の項の中欄に掲げる技術であって、貨物等省令第二十四条第二項又は第三項に該当するもの（第十一条第十号ヘに該当する貨物の使用に係る技術を除く。）

6　外為令別表の十三の項の中欄に掲げる技術であって、貨物等省令第二十五条第三項第一号に該当するもの

7　外為令別表の十四の項の中欄に掲げる技術であって、貨物等省令第二十六条に該当するもの

二　貿易外省令第九条第二項第十四号イの規定に基づき経済産業大臣が告示で定めるプログラムは、次のいずれかに該当するものとする。

1　外為令別表の二の項の中欄に掲げる技術であって、貨物等省令第十五条第一項第一号に該当するもの（第一条第四号ロに該当する貨物のプログラムを除く。）

2　外為令別表の八の項の中欄に掲げる技術であって、貨物等省令第七条第一号ハに該当するものの設計、製造若しくは使用に係る技術のうち、第二十条第一項第五号、第七号若しくは第八号に該当するもの又は貨物等省令第二十条第二項第九号から第十二号までのいずれかに該当するもの

3　外為令別表の九の項の中欄に掲げる技術であって、貨物等省令第八条第九号、第十号、第十二号又は第十三号のいずれかに該当するものの設計、製造若しくは使用に係る技術のうち、第二十一条第一項第七号、第八号の二、第九号、第十号又は第十五号のいずれかに該当するもの

三　貿易外省令第九条第二項第十四号ロの規定に基づき経済産業大臣が告示で定めるプログラムは、前号の2又は3に該当するものとする。

四　貿易外省令第九条第二項第十四号ハの規定に基づき経済産業大臣が告示で定める貨物は、次のいずれかに該当するものとする。

1　輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号。以下「輸出令」という。）別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物

2　輸出令別表第一の二の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第一条第一号から第四号イまで、第五号、第六号（核燃料用物質の成型加工用装置に限る。）、第七号、第八号イ、第十号イ、第十号の二又は第十号の三のいずれかに該当するもの

3　輸出令別表第一の五の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第四条第二号又は第十二号ハ（一）若しくはニのいずれかに該当するもの

4　輸出令別表第一の十一の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第十条第一号から第四号までのいずれかに該当するもの

5　輸出令別表第一の十二の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第十一条第一号から第三号まで、第四号ロ若しくはハ、第八号、第九号ホからリまで又は第十号イからホまで若しくはトのいずれかに該当するもの

6　輸出令別表第一の十三の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第十二条第一号ロ、第四号から第十号まで、第十一号から第十九号までのいずれかに該当するもの

7　輸出令別表第一の十四の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第十三条に該当するもの

8　輸出令別表第一の十五の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第十四条第一号、第二号又は第十一号のいずれかに該当するもの

○経済産業省告示第三百八号

貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第一項第三号の二ハ及び第四号ハの規定に基づき、平成二十年経済産業省告示第百八十七号（経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合の件）の一部を次のように改正し、平成二十一年十一月一日から施行する。

平成二十一年十月十六日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　藤井　裕久

本文中「第九条第一項第三号の二ハ及び第四号ハ」を「第九条第二項第七号ハ及び第八号ハ」に改める。